



平成 17 年 11 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役 古屋 浩吉
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部 I R 室担当部長
木村 昌平
(TEL . 代表 03 - 3567 - 1211)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 21 日開催の取締役会において、1 単元の株式の数の変更に伴い、株主優待制度の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

従来より 1,000 株以上の株主様に対して株主優待制度を実施しておりますが、1 単元が 100 株となることから、100 株以上ご所有の株主様についても優待制度の対象といたします。

2. 変更の内容

現 行	変更後
<対象> 2 月末基準日現在および 8 月 31 日基準日 現在に <u>1,000 株</u> 以上所有の株主様	<対象> 2 月末基準日現在および 8 月 31 日基準日 現在に <u>100 株</u> 以上所有の株主様

3. 変更予定日

平成 18 年 2 月末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主様から実施いたします。

4. 送付時期

平成 18 年 5 月下旬

(ご参考) 株主優待の内容

「株主お買物優待カード」をご呈示いただくと下記の優待を実施いたします。

- (1) 10%のお買い物優待割引 (対象: 105 円以上の現金でのお買物、一部除外品あり)
- (2) 銀座本店・浅草支店で開催の有料文化催事の入場無料 (株主ご本人および同伴者 1 名まで)
- (3) 松屋グループ飲食店の優待割引 (一部除外店舗あり)

以 上